

混合契約のご案内

“混合契約”とは「立木の販売」と「伐採後の植林等の造林作業」を一括で行うものです。

- ★「立木の代金」は国に納付して頂きます。
 - ★「伐採後の植林等の造林作業」については、請負代金として国から支払います。
- ※したがって、契約は「立木の販売」の契約と「伐採後の植林等の造林作業」の契約とそれぞれ締結します。

“入札”は一般競争入札で行い、「立木代金」と「造林作業請負代金」の差額で応札します。

- ★入札時に「立木の代金」と「伐採後の植林等の造林作業費」のそれぞれの内訳を入札書の付表として提出して頂きます。

“作業期間”は最長4年以内（物件によって異なります）間に立木の伐採搬出（3年以内）、伐採跡地へ植林等の造林作業を行います。

- ★「立木の代金」は入山前に（伐採前に）国に納付します（※代金納入後、物件の引渡しを行います）
- ★「伐採後の植林等の造林作業費」は作業後、国による検査（合格）後支払います。

※次頁に補足説明があります。

補足説明

“競争参加資格”について（※主なものについて記載しており総て網羅したものではありません）

- ★「立木販売」は林産物の売払いに係る「資格確認通知書」の交付を受けた者。※林野庁独自
 - ★「伐採後の植林等の造林作業」については、○全省庁統一資格の役務の提供（その他）を有する者。
 - 過去15年間の同種の作業の実績を有すること。
 - 現場代理人が常駐できること。
- ※その他の資格については個々の入札公告書をご確認ください。

“落札者の決定基準”

★A, B, C, Dの4人がそれぞれ次のとおり入札したときの落札者の決定例

- ・A 800千円 国から支払いを受ける金額
- ・B 700千円 国から支払いを受ける金額
- ・C 600千円 国から支払いを受ける金額
- ・D 500千円 国から支払いを受ける金額

上記の場合、Dを落札者とする。ただし、100千円を国に納付するという入札者Eがいる場合は、Eを落札者とする。

“留意事項”

★契約は「立木の販売」の契約と「伐採後の植林等の造林作業」の契約とそれぞれ締結しますが、それぞれの金額については、財務大臣から承認を得た算定方式に基づき決定されることから、落札者が見積もった金額とは必ずしも一致しないのでご注意ください。（※それぞれの契約金額の差額は入札金額と一致します）